

広島県告示第七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者が知れないため、同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を広島市役所の掲示場に掲示した。

平成二十一年七月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所及び登記簿上の所有者の氏名

所 在 場 所	登記簿上の所有者の氏名
広島市佐伯区湯来町大字下字大塚乙一六三九	内藤貞一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について